

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

竹原市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県竹原市長

公表日

令和7年1月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳、償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、固定資産税の賦課に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報
③システムの名称	(1)固定資産税システム (2)eLTAXシステム (3)団体内統合宛名システム (4)中間サーバー (5)固定資産税システム(標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項及び別表24の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) なし(固定資産税の賦課に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行われない) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第50条に定める事務及び情報
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部総務課行政係 電話:0846-22-7719 フax:0846-22-8579 E-mail:soumu@city.takehara.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒725-8666 広島県竹原市中央五丁目6番28号 竹原市総務部税務課資産税係 電話:0846-22-7732 フax:0846-22-8579 E-mail:zeimu@city.takehara.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管している。 システム使用はパスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう制限をかけている。

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管している。 システム使用はパスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう制限をかけている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 評価実施機関における所属長名	課長 向井 聰司	課長 井上 光由	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 評価対象の事務対象人数の時点日	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数の時	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年5月22日	I 関連情報 評価実施機関における担当部署	総務部税務課	市民生活部税務課	事後	
令和1年5月22日	I 関連情報 評価実施機関における担当部署	課長 井上 光由	税務課長	事後	
令和1年5月22日	I 関連情報 特定個人情報の開示等の請求先	竹原市総務部総務課行政係	竹原市総務企画部総務課行政係	事後	
令和1年5月22日	I 関連情報 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	竹原市総務部税務課資産税係	竹原市市民生活税務課資産税係	事後	
令和1年5月22日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	
令和2年5月22日	II しきい値判断項目 評価対象の事務対象人数の時点日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年5月22日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数の時	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(5)項目なし	(5)固定資産税システム(標準準拠システム)	事前	
令和7年1月6日	I 関連情報 事務の概要	番号法の別表2に基づき	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 個人情報の利用 法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項及び別表1の16の項	(1)番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠)	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号	(2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第50条に定める事務及び情報	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 評価実施機関における担当部署	市民生活部税務課	総務部税務課	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 特定個人情報の開示等の請求先	広島県竹原市中央五丁目1番35号	広島県竹原市中央五丁目6番28号	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 特定個人情報の開示等の請求先	竹原市総務企画部総務課行政係	竹原市総務部総務課行政係	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ先	広島県竹原市中央五丁目1番35号	広島県竹原市中央五丁目6番28号	事後	
令和7年1月6日	I 関連情報 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ先	竹原市市民生活部税務課資産税係	竹原市総務部税務課資産税係	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 評価対象の事務対象人数の時点日	令和2年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年1月6日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数の時	令和2年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続	選択なし	「接続しない(提供)」を選択	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策 不正な提供が行われるリスクへの対応は十分である	十分である	削除	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策 人手を介入させる作業	項目なし	全項目追加	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	全項目追加	事後	